

先進自治体等視察研修実施要領

(目的)

第1条 この研修は、地域の特性を生かした地域独自の政策を展開している先進自治体等の取り組みについて調査・研究を行い、職員の視野拡大と知識向上を図り、もって本市行政運営に資することを目的とする。

(対象職員)

第2条 対象職員は、船橋市職員定数条例（昭和35年船橋市条例第16号）第1条に規定する職員で、勤務成績が優秀で、かつ、心身ともに健康な者とする。

(視察課題)

第3条 研修での視察課題は、本市行政運営上の諸問題とする。

(期間)

第4条 研修期間は、一回の視察につき1泊2日以内とする。ただし、総務部長が研修の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(人員)

第5条 受講できる総人員は、当該年度の予算の範囲内で総務部長が定める。

(研修生の所属構成及び人数)

第6条 研修生の所属構成は、課、課合同又はプロジェクトチームとする。

2 研修生の人数は、1回の視察につき2名以内とする。ただし、合同による場合は各課1名とし、総員3名以内とする。

(推薦方法)

第7条 職員を研修生として受講させることを希望する所属長は、研修生として推薦する職員、視察場所及び日程、要する経費等を記した次の書類を指定する期日までに総務部長に提出するものとする。ただし、プロジェクトチームを所管する長が、職員を研修生として受講させようとするときは、研修生の所属長に承諾を受けた上で行うものとする。

- (1) 先進自治体等視察研修生推薦書（第1号様式）（以下、「推薦書」という。）
- (2) 先進自治体等視察研修計画書（第2号様式）（以下、「視察計画書」という。）

(選考委員会の設置及び所掌事務)

第8条 派遣職員の選考を行うため、船橋市先進自治体等視察研修生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、前条の規定に基づく推薦があった場合、その中から公平に選考し、総務部長に研修生を推薦するものとする。ただし、選考委員会で必要と認められたときは、提出された推薦書および研修計画書の内容変更を条件として付した上で推薦することができるものとする。

(派遣の決定)

第9条 総務部長は、前条第2項に基づく推薦があったときは、その内容を審査し派遣の可否を決定のうえ推薦者へ通知するものとする。

(選考委員会の構成)

第10条 選考委員会は、人材育成室長、並びに、職員課、政策企画課及び財政課の課長補佐職の4名で構成し、委員長は人材育成室長とする。

(研修に係る事務)

第11条 この研修に係る事務は、人材育成室が行うものとする。

(研修成果の報告)

第12条 この研修を受講させた所属長又はプロジェクトチームを所管する長は、研修成果の有効活用と人材育成の見地から、研修生による復命書提出後、速やかに職場又はプロジェクトチームにおいて当該研修生を発表者とする研修成果報告会を実施しなければならない。

(研修成果の発表)

第13条 総務部長は、必要に応じて研修成果発表の場を設けるものとする。

(その他必要事項)

第14条 この要領に定めるもののほか、先進自治体等視察に関し必要な事項は総務部長が定める。

附 則

この要領は、平成7年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。